

特定健康診査等実施計画

第Ⅳ期

(案)

大阪金属問屋健康保険組合

令和6年4月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定健康指導)を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

大阪金属問屋健康保険組合の現状

当健保組合は、建築金物、家庭金物、鋳螺、伸銅品、非鉄金属、軽金属の卸販売を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。

令和4年度末の事業所数は235で、数社を除きほとんどが大阪に所在している。

ただし、支店や営業所は全国に点在しており、大阪近郊に在勤している被保険者及び被扶養者は6割、それ以外の在勤者は4割程度ではないかと思われる。

加入事業所は零細・中小企業が多く、被保険者20人未満の事業所が全体の6割を占めている。1事業所あたりの平均被保険者数は約47人である。

当健保組合に加入している被保険者は平均年齢が44.72歳で、男性が全体の約67%、女性が33%を占めている。

健康診断については、大阪府と近隣の府県在住の者は、当健保組合の健康管理室及び健康診断委託契約機関で実施している。また、委託契約機関がない場合は補助金で対応している。

※当健保組合健康管理室所在地は、大阪金属問屋健康保険組合と同じ職員は、医師・看護師・検査技師等で常勤5名、非常勤で4名(事務職を除く)当健康管理室から遠隔地の被保険者は、事業主の責任により適宜受診している。

令和4年度の定期健康診断の実施人数は、当健保組合健康管理室および巡回検診車による人数が4,319人、他医療機関(補助金対象者含む)が3,129人、人間ドックを定健に代えた者が2,419人、合計9,867人となっている。

当健康保険組合の定期健康診断については約4割が巡回検診車によるものである。

なお、当健康保険組合の特定健診では、近畿圏内在住者は近畿総合組合協議会が共同事業として実施する特定健診、その他の地域在住者は受診券等での特定健康診査を受診している。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的な考え方

日本内科学会等内科系は、8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後、市町村国保の行う健康診査を受診している被扶養者の数を調査し、そのデータを受領するとともに、今後は当健保組合が主体となって特定健診を行いそのデータを管理する。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業者健診を代行していたことから、当健保組合が主体となって行う(委託を含む)。

事業者が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業者から受領する。健診費用は、事業者と健康保険組合が協力して負担する。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

1 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

令和11年度における特定健康診査の実施率を85.0%とする。(国の基本指針が示す参酌標準を踏まえて設定)

この目標を達成するために令和6年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率(%)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	参酌基準
被保険者	91.0	92.0	93.0	94.0	95.0	95.0	—
被扶養者	37.6	40.8	44.2	47.8	53.0	60.5	—
加入者全体	75.0	77.0	79.0	81.0	83.0	85.0	85.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率を30.0%とする。(国の基本指針が示す参酌標準を踏まえて設定)

この目標を達成するために平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

(被保険者+被扶養者)

(人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	参酌基準
対象者	9,747	9,819	9,894	9,977	10,206	10,447	—
予定者推計	2,105	2,179	2,266	2,343	2,459	2,580	—
実施率(%)	20.0	22.0	24.0	26.0	28.0	30.0	30.0
実施者数	421	479	544	609	689	774	—

大阪の近隣地域については当健保組合の健康管理室で行う。処理能力を超えてしまう場合は保健指導を委託する。

今後は、遠隔地の者についても保健指導ができるように委託先と連携を諮り、また事業所にも勤務時間内の受診に理解を得る。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成33年度において、平成28年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。(国の基本指針が示す参酌標準を踏まえて設定)

II 特定健康診査等の対象者

1 特定健康診査

※対象者数とは事業主健診の受診者等を除外した保険者として実施すべき数

※40歳以上対象者は保険者で実施せず他(事業主等)からデータを受領する数を加算

被保険者(40歳以上) (人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者数	7,293	7,371	7,452	7,536	7,624	7,716
任継被保険者	94	95	99	105	114	129
実質対象者	7,199	7,276	7,353	7,431	7,510	7,587
目標実施率(%)	91.0	92.0	93.0	94.0	95.0	95.0
目標実施者数	6,551	6,694	6,838	6,985	7,135	7,208

※実質対象者＝対象者－任継被保険者

被扶養者(40歳以上)

(人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者数	2,145	2,068	1,995	1,924	1,997	2,073
任継被保険者	94	95	99	105	114	129
実質対象者	2,239	2,163	2,094	2,029	2,111	2,202
目標実施率(%)	37.6	40.8	44.2	47.8	53.0	60.5
目標実施者数	842	883	926	970	1119	1332

※実質対象者＝対象者＋任継被保険者

被保険者＋被扶養者

(人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
実質対象者	9,438	9,439	9,447	9,460	9,621	9,789
目標実施率(%)	75.0	77.0	79.0	81.0	83.0	85.0
目標実施者数	7079	7268	7463	7663	7985	8321

2 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者

(人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者	9,438	9,439	9,447	9,460	9,621	9,789
動機付け支援対象者	821	849	878	907	952	998
実施率(%)	20	22	24	26	28	30
実施者数	164	187	211	236	267	299
積極的支援対象者	1,217	1,246	1,285	1,314	1,366	1,420
実施率(%)	20	22	24	26	28	30
実施者数	243	274	308	342	382	426
保健指導対象者計	2,038	2,095	2,164	2,222	2,318	2,417
実施率(%)	20	22	24	26	28	30
実施者数	408	461	519	578	649	725

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1)実施場所

特定健診は、近畿圏の者については、当健保組合健康管理室で行う。遠隔地の者の特定健診については、健診機関に委託する他、近畿総合健康保険組合協議会主催する特定健診事業に参加し、実施を委託する。

特定保健指導は、近畿圏の者については、当健保組合健康管理室で行う。遠隔地の者の特定保健指導については、保健指導を行える機関に委託する。

(2)実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3)実施時期

実施時期は、通年とする。

(4)委託の有無

ア 特定健診

被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合など、当健保組合健康管理室での受診が困難である場合は、代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済をおこない、全国での受診が可能となるよう措置する。

イ 特定保健指導

被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合など当健保組合健康管理室での受診が困難である場合は、標準的な健診・保健指導プログラム第3篇第6章の考え方にに基づきアウトソーシングする。また、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済をおこない、全国での利用が可能となるよう措置する。

(5)受診方法

原則、近畿圏の場合は、近畿総合健康保険組合協議会が共同事業として実施している健診機関に被保険者・被扶養者が受診希望する日時を申し込みしたうえで、特定健診を受ける。特定保健指導対象者は、当健保組合が利用券を発行し対象者あて送付する。

近畿圏外の場合は、当健保組合が、被保険者・被扶養者のうち特定健診等対象者の分の受診券・利用券を対象者に送付する。

当被保険者・被扶養者は、受診券又は利用券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健診を受診し、特定保健指導を受ける。

受診の一部負担は1,000円とする。

ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

(6)周知・案内方法

周知は、当健保組合機関紙等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。又、事業

所及び該当者に健診案内を個別に送付する。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から代行機関を通じ電子データを随時(又は月単位)受領して、当健保組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分を含め5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出方法

特定保健指導の対象者については、数量の面から大阪の近隣に移住する者から優先して選出するか、委託先機関にも積極的に取り組んでもらうこととする。また、効果の面からは、40歳代の者から優先して選出する。

IV 個人情報保護

当健保組合は、大阪金属問屋健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健保組合健康管理室職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、機関紙やホームページに記載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年健康管理事業推進委員会において見直しを検討する。

また、平成31年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合には見直すこととする。

VII その他

当健保組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。